

# 官民競争入札等監理委員会 第 3 3 7 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第337回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和8年6月23日（火）13:01～13:44

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会

2. 事業評価（案）について

○国土交通省／性能評価センター機械施設保全業務

○環境省／循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」  
作成支援等業務

○（独）国民生活センター／（独）国民生活センター施設の運営等業務

○国土交通省／岩見沢河川事務所等の図面作成等業務

3. 指針の改正（案）について

4. 閉 会

<出席者>

（委 員）

石田委員長、中川委員長代理、石川委員、大見委員、岡本委員、奥委員、小尾委員、  
川澤委員、近藤委員、辻委員、林委員、前田委員

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○石田委員長 皆様、こんにちは。定刻となりました。第337回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は議事次第のとおり、2から3について御議論いただきます。

それでは、議事次第2の「事業評価（案）について」御審議をいただきたいと思います。

まず、小委員会Aの3件、国土交通省、性能評価センター機械施設保全業務、環境省、循環社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援業務、独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務について、事務局より説明をお願いします。

○谷口参事官 事務局でございます。

それでは、性能評価センター機械施設保全業務の評価案につきまして、御説明いたします。こちらは5月12日の小委Aにて審議された案件となります。

資料1、それから、委員限りでお配りしております事業評価（案）の変更経緯についてと題する資料も併せて御覧いただければと存じます。

本事業は、これまで1者応札が継続しており、競争性に課題があったということで、令和6年4月から市場化テストを実施している1期目の事業でございます。

事業の概要につきましては、茨城県に所在します国交省の性能評価センターにおいて管理する機械設備や電気設備を常時良好な状態に保つように、点検及び保守を行い機能維持を図るものでございます。

契約期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

総務省の評価といたしましては、資料1でございますが、市場化テストを継続することが適当であると整理しております。

本事業は、確保されるべき質について、資料2ページから3ページにありますとおり、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者の改善提案により、安全管理の強化、業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

それから、実施経費につきましては、資料4ページにありますとおり、単年度当たりの実施経費は従来経費を上回っておりますが、その上昇率は当該施設の所在地域の人件費の上昇率よりも低く抑えられていることから、一定の効果があったものと評価しております。

また、競争性の確保につきましては、予定価格の範囲内での応札は1者ではありましたが、2者応札であったことから、選定時の課題であった1者応札が解消されたとして、当初は市場化テストを終了するというところで、小委員会にお諮りしたところでございます。しかしながら、小委員会の議論におきまして、本契約で国土交通省が行ったスライド条項に基づく契約金額の変更について、スライド条項がどのような場合に適用されるのかが入札前に明確ではなかったことから、応札を考えていた事業者にとって入札時の判断材料が乏しかった可能性について、御指摘をいただいたところでございます。

このため、事務局におきまして、再度、事業評価案について検討しまして、競争性の確保に問題があったと判断しまして、市場化テストを継続するという整理にいたしました。

今後は、スライド条項の適用基準について、国土交通省において明確化することを求めてまいりたいと存じます。

続きまして、令和7年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和8年版「循環型社会白書」作成支援等業務の評価につきまして、御説明いたします。こちらは5月26日の小委Aにて審議された案件でございます。

本事業は、1者応札が継続しており、競争性に課題があったということで、市場化テストを実施している1期目の事業でございます。

事業の概要につきましては、第五次循環型社会形成推進基本計画に関しまして、中央環境審議会による進捗評価に必要な調査、検討を行うとともに、毎年、国会に提出される循環白書の作成に向けた調査、取りまとめを支援するものでございます。

総務省の評価といたしましては、終了としております。

本事業は、確保されるべき質につきましては、資料2の2ページから3ページのとおり、全て目標を達成していると評価しております。

また、資料2の4ページのとおり、実施経費につきましても、賃金構造基本統計における賃金上昇率と比較して低く抑えられていることから、実質的な削減がなされているものと評価いたします。

また、競争性につきましては、2者応札となっておりまして、改善が図られていると評価いたします。

これまでの競争性改善のための取組状況でございますが、こちらは資料B-2を御覧いただければと存じます。市場化テスト1期目の実施要項作成時には5者へ丁寧にヒアリングを行っておりまして、仕様書に反映可能な内容は可能な限り取り入れた結果、令和7年度の事業者ヒアリングでは、事業の負担について丁寧に記載した点が評価されております。また、令和7年度の仕様書のダウンロード者は29者ございましたが、そのうち、3分の1程度は請負可能な事業者であると環境省では回答しております。

このような状況から、事務局といたしましても参入可能な事業者は一定数存在していると考えており、今後も同様の取組を継続することで複数応札を見込めると考えております。

小委員会におきましては、評価の結論についての御意見はなく、環境省への確認事項が3点ほどございました。そのうちの1つとして、確保されるべき質が、報告書を作成するですとかワーキンググループを開催するといった実施の有無に重きを置いた形式的な記述になっており、新規事業者には求められるレベルが分かりにくく、参入のハードルになっている可能性も懸念されるため、求める水準を分かりやすく示す工夫が必要ではないかという御意見がございました。これに対し、環境省からは、過去の白書や報告書をホームページで公開しておりまして、仕様書にもそのURLを明記することで、新規事業者でもどの程度のクオリティーが求められているか理解できるようにしているという説明がございました。

本事業については、以上でございます。

続きまして、独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務につきまして、御説明いたします。こちらは5月26日の小委Aにて審議された案件でございます。

資料の3-1-1、資料の3-1-2を御覧いただければと存じます。

本業務は、国民生活センター相模原事務所の建物の維持管理と施設の運営を民間事業者に委託する事業であり、第3期までは建物の維持管理と施設の運営を一本の契約として実施しておりましたが、1者応札が継続していたため、第4期から2本に業務を分割しまして、今回の事業評価は第5期目となります。

まず、建物維持管理業務についてでございます。資料の3-1-1でございます。

総務省の評価といたしましては、終了としております。

確保されるべきサービスの質につきましては、資料2ページから3ページのとおり、品質の維持において、令和6年度はミスが発生したものの、再発防止策を徹底したことで翌年度はミスを防止しておりまして、安全性と快適性は確保されているということから、おおむね達成したものと評価しております。

それから実施経費につきましては、資料3ページから4ページのとおり、国交省がしております建築保全業務労務単価の上昇率より抑えられており、実質的な経費削減効果があったものと認められると評価いたしております。

また、競争性につきましては、3者応札となったことから、改善が図られたものと評価できると考えております。

以上によりまして、市場化テストを終了プロセスに移行することが適当であると整理してございます。

次に、研修宿泊施設等運営業務についてでございます。

資料3-1-2を御覧いただければと存じます。

総務省の評価といたしましては、継続としております。

まず、確保されるべきサービスの質については、資料2ページから3ページのとおり、品質の維持、快適性の確保等3つの項目についてはクリアしたものの、稼働率向上の課題は残ったということでございます。

それから、実施経費につきましては資料4ページから6ページのとおり、稼働率の向上につながる取組を積極的に実施した結果として収入が大幅に増額となりましたが、実施経費については収入の増加を上回る経費の増加となっておりまして、課題が残っております。

また、競争性については、仕様書取得者は14者であったものの、入札説明会及び入札参加者は1者となっておりまして、競争性の確保は図られませんでした。

以上により、市場化テストを継続することが適当であると整理しております。

小委員会の御議論におきましては、評価の結論についての御意見はございませんでしたが、研修宿泊施設運営業務の競争性の確保に資するよう、同種の業務を行っている民間事業者へのアプローチをさらに拡充してはどうかといった御意見があったところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。

1つ目の国土交通省、性能評価センター機械施設保全業務について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、総務省の結論と実施機関の結論が違っている場合というのは、そうではない場合と比べて、今後何かいろいろな影響が出てくるのでしょうか。

○谷口参事官 ありがとうございます。

確かにこれまでそういったケースはそれほど見当たらないところでございますけれども、ただ、中には実施機関と総務省の結論が異なるもの、あるいは委員会での御審議を踏まえて結論が変わったものというのもございます。この先、そういったことで何か支障が生じるかということであれば、そういった御心配はないものと思っております。

○岡本委員 分かりました。ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほかには御意見等ございませんか。

今の件は、実施機関は一応納得しているということによろしいですね。

○谷口参事官 はい、そのとおりでございます。

○石田委員長 それでは、評価案については、監理委員会として異存はないということにいたします。

では次に、環境省、循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

林委員、お願いいたします。

○林委員 林でございます。

非公開資料の、B-2で、落札をされなかった、事業者からのコメントです。なぜ応札しなかったのというところ。人日も含めて仕様書がよくなったと評価の下です。当該事業は、基礎的な内容が重視された性質の事業であり、新規で応札してまで毎年事業者が入れ替わって対応する性質の事業ではないとあります。案件として、長らく同一の事業者が受託しており、業務に対する知見が豊富と思われる。結論において、終了プロセスに行くことは全然いいのですけれども、今回の案件はフォローアップと白書を作るという仕事で、日本の環境問題にとっても大事な仕事だと思うし、当然の必要な質は保たれることも必要だと思うのですけれども、こういうふうに競争相手から言われてしまうと、本当のところ、そもそも官民の競争入札に適さない事業というふうに見たらいいのか、いや、そうではなくて、本当は環境省にもっとスタッフがいれば直営でやったほうがよかったのか。この文字をどういうふうに見受け止めたらいいいのかなというようなことを、自分なりに何かすつき

りいかなんと思って今日参りました。

環境省がおられないのだったら、事務局として受け止めはどうですかみたいなことしか聞けないのですけれども、どういうふうにして質を保ちながら事業の競争性を保つのだろうかというのが、この書き方からすると答えがなくて、冒頭に読み上げたところの受け止めも含めて、意見についての所見をいただければありがたいです。

○谷口参事官 御指摘ありがとうございます。

まさに先生に御指摘いただいた点は小委でも御指摘をいただいたところでございます。確かに今、こういった事業に限らず、こういった調査を委託するケースは多くなってございます。こちらの事業につきましても、本質的には調査の委託事業ということで、ヒアリングではこういった御指摘のような御意見はあったところでございますが、環境省としても仕様書にもございますけれども、これまでの成果物というのを具体的に示して、こういったクオリティーが求められているかというものもなるべく詳しくお示しして、新しい業者でも参入を考えていただけるような工夫をこれまで数々凝らしていただいているところでございますので、必ずしも同じ事業者でないとできないというようなことではないように工夫をしていただいているものと思っております。

○石田委員長 林委員、いいですか。

○林委員 回答は結構です。同じ役所にいた人間からすると、役所側を代弁して言うわけじゃないのですけれども、僕の感覚としては、それは前にやってくれた事業者のほうが絶対いいわけですよ。かゆいところに手が届くというか、あうんの呼吸だし、しかもずっと長いことやっていたら、経過を引きずってやってくれるわけだから、それを是として特命随契するのがいいのでしょうか。形だけの入札もどうかとは思ひ、あまりすっきりいきませんけれども、了解しました。

○石田委員長 終了プロセスですが、実施機関に伝えられるのであれば、やはり同じ者がずっと継続するのではなく、別の者が落札すると新たな見方、視点があるかもしれない。また、同じ者が継続することによる弊害があるかもしれないということをお伝えいただき、今後も引き続き、競争性の確保に御尽力いただきたいと伝えていただければと思います。

○谷口参事官 かしこまりました。

○石田委員長 ほかに御意見、御質問のある委員、よろしいですか。

それでは、評価案については、監理委員会としては異存はないということにいたします。

では次に、独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

2つありますが、まとめてでも1つずつでも。よろしいですか。

川澤先生、どうぞ。

○川澤委員 すみません。1点だけなのですけれども、資料の3-1-2の宿泊施設の評価を見ていまして、結論として異存はないのですが、稼働率が、研修の目的、また目的外の利用でも非常に低い状況で、この辺りについては、少し上がってはいるものの、改善の

見込みとか、そういった議論は当日あったのでしょうか。

○石田委員長 事務局、お願いします。

○谷口参事官 御質問ありがとうございます。

こちらは、小委では特に稼働率についての議論はなかったと存じますが、実施報告書などにもございますとおり、業者の営業努力によって、稼働率それから徴収額も増えているところがございますので、この取組を引き続き続けていただきたいというふうに思っているところがございます。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○石田委員長 川澤委員、よろしいですか。何か付け加えること等あれば。

○川澤委員 そもそも、この研修施設を維持して、宿泊施設も抱えた上で運営していくということの限界もあるだろうなと思って拝見していたのですけれども、特にその議論がなかったということであれば、大丈夫です。特に評価結果の中に何らか記載がなくて問題ないのかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。

ほか、委員の皆様、御意見、御質問等よろしいですか。

それでは、こちらについても、評価案については、監理委員会としては異存はないということにいたします。

ありがとうございました。

次に、小委員会Bの1件、国土交通省、岩見沢河川事務所等の図面作成等業務について、事務局より御説明をお願いいたします。

○杉田企画官 岩見沢河川事務所等の図面作成等業務の事業評価について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

こちらの業務は、国土交通省北海道開発局の業務として、岩見沢河川事務所をはじめとする7か所の事務所等において、画像を含むデータの作成、修正、資料の作成、収集、整理等に係る業務を行うものでございます。1者応札が続いていたことから、令和6年の公共サービス改革基本方針において選定されました。今回評価を行う事業は令和7年4月から1年間の事業として、市場化テスト1期目でございます。

結論から申しますと、終了プロセス、終了1に移行することが適当としてございます。

まず、確保される質の達成状況につきましては、資料4の2ページ目になりますけれども、履行体制の確保、成果品、費用負担等、いずれの項目においても目標を達成していると評価しております。また、民間事業者からの改善提案については、業務指示等のオンライン化によって業務全体の生産性の向上及び品質の確保に効果があったものと考えてございます。

続いて、実施経費につきましては4ページ目を御覧ください。市場化テスト前の従来経

費、令和6年度の事業ですけれども、それと比較いたしまして、43.8%の経費削減が見られました。大幅な経費削減が生じた理由としましては、新しい事業者が参入して競争性が働いたこと、効率的な業務の実施がなされたということが考えられるとしてございます。

同じく4ページ目ですけれども、選定時の課題であった競争性の確保につきましては、仕様書の要件緩和や入札公告期間の延長等を実施したことによって、2者応札かつ2者とも予定価格内となりまして、改善が認められたと考えております。

本件につきましては、5月22日の入札監理小委員会Bグループにおいて御審議をいただきました。小委員会におきましては、結論についての御異議はございませんでしたけれども、経費の大幅な削減によって労働者の賃金への影響はなかったかということと、落札率を踏まえると予定価格の在り方についても記載すべきではないかなどの御意見、御質問がございました。賃金への影響につきましては、開札して落札者を決定する前に、実施機関が当該事業所に対してレビューを行ったところ、労務費、品質の確保等について確約があったため、その上での契約に至ったということでした。

また、今回の落札率につきましては、資料のD-2にありますけれども、こちらの背景は、受注者の受注意欲が旺盛だったことが挙げられるということでした。なお、こちらの事業は単年度の事業ですので、第2期目、令和8年度事業の入札結果が出てございます。こちらでも2者応札とともに予定価格内、落札率につきましては、従来の数値に近い形になってございます。

こうしたことも踏まえますと、第1期の今期の落札率は、受注者の受注意欲の高さによる例外的なものであって、予定価格の立て方自体に問題はなかったのではないかとということをお説明して、御了承をいただいているところでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの内容について御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願いします。

○岡本委員 御説明ありがとうございました。

非公表の資料D-2を拝見して、説明を聞いてて思うのは、これは官民競争入札を入れた結果うまくいった成功事例のように思うのですね。というのは、1者入札の事業者が第1期では変わって、新しい業者が落札されて、費用も大分下がったと。なおかつ質という面について問題がないと。

問題は次の期以降になると私は思うのです。若干懸念するのは、金額の面では元に戻ったかのような御説明がありましたけれども、次期以降も、仮にこの我々の枠組みから外れるとしても、どういうふうな展開になっていくかというのを見ていくべき案件ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、もう少し言いますと、外形的事実だけ見ると非常にうまくいった事例ですけれども、本当にそうなのかというところがもし分かれば。本当にそうなのかというのは、

どちらかというと、すごく今期はうまくいったように見え過ぎているような気がするのです。ですから、そういう意味も含めて、難しいのでしょうけれども、事務局としても次期以降のフォローアップみたいなものをできる限りやっていただければなというふうに感じました。

以上です。

○石田委員長 どうぞ。

○杉田企画官 ありがとうございます。

公共サービス改革法の対象からは外れますけれども、可能な範囲でフォローしてまいりたいと思います。

○岡本委員 よろしくお願いします。

○石田委員長 ほかに。

では林委員、お願いします。

○林委員

1つは先ほど岡本委員からあったように、私もこれ本当かいなというか、一応レビューされているので、R 7ですか、去年1年間はこの金額で本当にうまいこといったのかというのは率直にお聞きしようと思っています。そうだとすることであれば、今年度もとの事業者に戻ったのであれば、損して得取れということで1回取ってみようということをやったのかなというふうには、一旦は受け止めています。

ただ、拝見すると、頼んでいる側の岩見沢河川事務所の労働時間も減ったということなことが18分の8ページのほうに「発注者及び受注者双方の労働時間の短縮にも繋がった」。本当かなと思うわけですが、じゃ今まで何していたのかというのがありますし、役所の人はそのような不効率なことをずっと続けるのかなと。これを見ると、次の指針の改定にも関わると思うのですけれども、ウェブを活用してということで、行って打合せじゃなくてウェブでやりましょうよとか、メールを送りますということなのかなとは思いますが、去年というよりも、R 4とかと比べたらとんでもない額の下がり方だったので、にわかに信じ難かったということは重ねて申し上げたいと思います。

その上でR 6、R 7で60分以内に事務所に来てというのをやめましたというのがあるのですが、岩見沢は、夕張もそうですけれども、まあまあな広大な地域で、車は確かに飛ばせなくはないですけれども、これがむしろウェブでいいですよみたいなことで対応できる体制を取るなど緩和したことで、受注者からすると応札意欲も湧くし、複数の人を置いておかなくてもいいとか、そういうことももちろんあったのかなというふうに思いますが、この手の仕様書は、大体同じ河川事務所だったら同じようなことを入れると思うのですよね、僕の経験上、役所なら。

つまり、ITの活用というようなことはあったとして、官民競争入札でいろいろ考えなさいと言われて緩和した結果、これをやめられたということは、別にメールでいけるのに60分以内に来てください、みたいなよく分からない制限を不必要にいれてたのかと。

本当の緊急時にそれをやらなければならないようなインフラ管理はあると思うので、必ずしも全部要らないとは言わないですけれども、国土交通省をはじめ、この手の規定を入れているところに、本当にこの条件は必要かどうかみたいなことを見直していただくみたいなことも横展開していただくことで、総じて競争性も上がると思うし、コストの低減にもつながるんじゃないかと思いますので、これが仮に応札意欲を湧かせる要因になっていると仮定するのであれば、そういうことも検討されたらどうかなと思います。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。

杉田企画官、どうぞ。

○杉田企画官 ありがとうございます。

いただいた点も重要な点だと思いますので、実施機関に伝えたいと思います。また、類似の案件が今後も市場化テストの事業に選定される可能性もございますので、折に触れてそのことは伝えていきたいと思います。

それから、最初におっしゃっていた、この金額で事業をできたのかということですが、今回落札した事業者は恐らく利益ぎりぎりに入ってこられたのかなと推測しております。過去に北海道内の別の箇所でも類似の事業を請け負ったことがある事業者だそうでした。岩見沢の案件は初めてですが、事業についての知見があったのかなと。そういう面でもコストの削減が可能だったのかもしれない。

以上です。

○石田委員長 御回答ありがとうございます。

うろ覚えですが、確か仕様書の段階で、わざわざ行かなくてもいいのではないかと、ウェブでもできるのではないかとというようなことをこの委員会で指摘したことがあったかと思いますが、林委員が言われているように、不必要、不効率なことを今までずっとやってきたのをやめるとか変えるというのは結構エネルギーが要るので、ぜひ成功事例として横展開していただきたいというのは強くお伝えいただければと。こちらの監理委員会の存在意義にもなりますので、お願いします。

岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 今の件に関係するのですが、可能であれば教えていただきたいのですが、令和8年の受注者は令和7年と一緒ですか。

○杉田企画官 元に戻ってまして。

○岡本委員 元に戻っている。

○杉田企画官 はい。令和7年度事業の受注者も応札はしています。

○岡本委員 なるほど。私、さっき成功事例というふうに申し上げたのですが、半分は林委員と同じで、本当かいなという部分がやっぱり半分あるので、今、委員長がおっしゃった成功事例として横展開するということまで踏み切れるのか、若干、躊躇するとか、その辺はどのように捉えればよろしいですか。本当に成功事例として捉えていい

のかどうか、どっちなのかなと思っているところです。

○杉田企画官 ただ、土地柄、わざわざ行ってしまうのが難しかったり、それが非効率の元になりえますので、こういう取組を実施していくことも競争性の確保につながるのだろうとは思いますが。

それから、令和8年度の入札結果ですけれども、2者が競っていてそんなに離れているというわけではございませんので、やはり競争は働いているのかなと我々としては考えてございます。

○岡本委員 ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。ほかに。よろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。

評価案については、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、ここで当初、審議を予定しておりました公共サービス改革基本方針（案）に関する経緯について、事務局から発言がありますので、お願いいたします。

○吉田事務局長 本来でしたら、この場で公共サービス改革基本方針の案の最終決定というプロセスを経て閣議という流れを予定していたのですが、与党との関係で、これまで特段、与党の中の正式な会議を開くことなく、関係議員に説明をして、それで了承いただいて、総理の決定たる閣議で決めるというようなプロセスでした。

ただ、現体制になった段階で党内の方針に若干変更がありまして、今回、政調の総務省の担当である総務部会、それから行政改革本部、この両方にかかって、そこで関係議員の了承を得て、この監理委員会に決定の最終判断をするというような、一段階プロセスが増えたことがありまして、与党の党内手続を正式に経た後、委員の先生方に最終決定をしていただくというような流れに変わりました。変わったというよりも、そのような自民党からの要請がありました。したがって、本日、先生方の議論を経て、その後、関係議員の方々の決断という順序が逆になってしまうので、まずは与党の中での手続を終えてから、委員の先生方に改めて最終決断をいただくかという判断に至りました。

ちなみに、党内の正式な会議は今週の金曜日に予定しておりますので、そう先になる話ではございません。また、別途党内手続が終了次第、委員の先生方には御連絡を取らせていただいて、書面審査なりで御審議いただくというような形にしたいと考えております。

以上です。

○石田委員長 御説明ありがとうございます。

では、議事次第3の指針の改正（案）について御審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○杉田企画官 指針の改正（案）について御説明いたします。

資料6を御覧ください。

「官民競争入札及び民間競争入札に関する実施要項に関する指針」と、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」の2つがございまして、前者は実施機関が実施要項案を作

成する際に参照するものでございます。そして後者は、事業評価の際に総務省及び実施機関が参照するもので、どちらも監理委員会で決定をしてございます。基本方針の改正の際に、必要に応じて修正しているところです。

今回の改正（案）は、本年４月の監理委員会において御議論いただきました公共サービス改革基本方針の原案を踏まえて作成したのになります。

資料の６－２は修正箇所の全体を一覧にまとめたものです。具体的な改正箇所は、資料６－３、実施要項に関する指針の７ページ目を御覧ください。

市場化テストの実施要項では、入札参加者から提出された企画書等に対して、総合評価の評価項目としまして、⑥番ですけれども、創意工夫の発揮を求めています。４月の基本方針の原案におきましては、第１章の意義及び目的のところ、デジタル技術を活用した効率的な事業の実施を通じて、実質的な経費の削減を図るといった表現や、創意工夫を促すという表現が記載されておりますので、その趣旨を踏まえまして、創意工夫の例として、効率的な事業実施のための取組など創意工夫を最大限発揮した提案のほうが高く評価されるようにと追記をしてございます。

また、その下に具体例としまして、これも基本方針の文言を引用したのですが、ＡＩなどデジタル技術を活用した効率的な事業実施のための取組を応募者に積極的に提案させるとし、入札段階から効率化に向けた工夫を促す記載としてございます。

同様に、９ページ目ですけれども、総合評価の加点項目の例としても追記してございます。さらに、基本方針原案の趣旨を踏まえまして、経費削減という表現を実質的な経費削減というふうに、８ページ、１０ページ、１３ページのところを改めております。

なお、基本方針の関係ではございませんが、３ページですけれども、昨今の監理委員会の御審議を踏まえまして、事業者が実施するアンケートに関して、現行の記載では紙を想定している書きぶりになっておりますので、オンラインでの実施も含めた記載に修正してございます。

続きまして、資料６－４を御覧ください。

こちらは終了プロセス運用に関する指針で、こちらも同様の趣旨で、基本方針の原案の中では第２章第５節、評価の視点の中で、ＡＩなどデジタル技術を活用した効率的な事業の実施による経費の削減に資する取組等の個別事情も踏まえると記載しておりますので、そちらを受けて修正いたしました。

なお、こちらの指針の改正（案）につきましても、基本方針の閣議決定に合わせたタイミングで決定とさせていただきたいと考えてございます。

また、先ほど事務局長からの説明がありましたとおり、基本方針の今後のプロセスを踏まえて、もし修正が必要になりましたら改めて御相談をさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○石田委員長　ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問のある委員の皆様、よろしいですか。

それでは、公共サービス改革基本方針（案）のほうは若干動くかもしれませんが、そこに影響がない限りにおいては、今回の指針の改正（案）については、監理委員会としては異存はないということにいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了しました。

これで本日の監理委員会を閉会します。皆様どうもありがとうございました。

—— 了 ——